

瀬戸内発見伝

卷之百五十六

書道家 大原桂南^{けいなん}

書道家 大原桂南

山陽新聞の題字を揮毫したことで知られている書道家、大原桂南（大原専次郎）は、明治13（1880）年に邑久町下笠加で生まれました。幼少期より漢詩に興味を持ち、岡山県師範学校では磯山天香、加納星南に書を学びました。

師範学校を卒業後は、教師として邑久高等小学校、岡山県師範学校、岡山県女子師範学校、岡山県立第二岡山高等女学校等に勤め、生涯を書道教育の推進に尽くしました。

大正8（1919）年には毛筆廃止論への反対運動のため上京し、井原雲涯らとともに学校教育での毛筆の必要性

を訴えます。この時、筆の産地である広島県熊野町からの陳情も後押しし、廃止論はやがて消えることとなりました。

また、大正11（1922）年には黄微書道会（現在の岡山県書道協会）を創設し、初代の会長となりました。

このような長年にわたる書道の振興に大きく寄与したことが認められ、昭和28（1953）年に邑久町文化功労賞、昭和30（1955）年に岡山県文化賞、昭和36（1961）年に山陽新聞社賞を受賞しました。

書の特徴

桂南の書の中には、破体書を用いたものが残っています。

中央公民館（邑久）の南に位置する石碑は、郷土の教育者であり初代邑久町長でもあった奥田眞須二を顕彰するために建てられました。

碑文の左下には「大原専次郎書」と書かれています。奥田は桂南と親交が深く、若い頃には共に小学校の指導書などの編集にあたっていました。それから約50年後、桂南の亡くなる20日前に会った際には、病の身であるお互いを励ましあったという話が残っています。

また、邑久駅近くにある「与天親」と書かれた石碑は大原



石碑「与天親」

桂南の没後に建立されたもので、「与天親」は「てんとしたしむ」と読み、自身の心情を表す語として好んで何度も書いた言葉です。

その他の石碑の位置は、こちらの石碑地図からご覧いただけます▼



大原桂南石碑地図

作品の寄贈について

令和6年10月、市は大原桂南のご遺族から、作品や資料合わせて約130点の寄贈を受けました。その中には山陽新聞題字の下書きや、落款印なども含まれています。

資料の一部を、令和7年3月2日（日）まで瀬戸内市民図書館で開催中の「せとうち発見の道」企画展「山陽新聞の題字を書いた瀬戸内市の書道家 大原桂南」で展示していますので、ぜひご覧ください。

知っ得！せとうち便

お知らせ



償却資産の申告をお忘れなく！

瀬戸内市内に事業用償却資産を所有している人は、当該償却資産の申告が義務付けられています。

該当する場合は申告書などの提出をお願いします。なお、申告書などは税務課または市ホームページにもあります。

【申告が必要な人】

事業を行っている個人や法人（工場や商店などを営んでいる人、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業者、

漁業者など）のうち、令和7年1月1日現在、事業用の償却資産を所有している人

【申告すべき資産】

令和7年1月1日現在において、瀬戸内市内に所在する事業用償却資産（自己が使用しているもののほか、他人に貸し付けているものも含む）が申告対象となります。

ただし、大型特殊自動車以外の自動車などで自動車税・軽自動車税の課税対象となるものや無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権など）、繰延資産（創立費、開発費など）や少額資産は申告の対象とはなりません。

【太陽光発電設備】

個人が自宅に設置した太陽光発電設備は発電容量が10キロワット以上の場合、申告すべき資産の対象となります。

▽提出期限

1月31日（金）

問 税務課

☎0869・22・1118



市ホームページ

令和7年度人間ドックのご案内

瀬戸内市国民健康保険・後期高齢者医療保険では、保健事業の一環として瀬戸内市民病院にて人間ドックを実施しています。

人間ドックの詳細や申し込みについては、広報せとうち2月号の折り込みチラシでお知らせします。

なお、令和7年度の後期人間ドックは、健診内容が変更になる予定です。

▽対象者

①35歳以上の瀬戸内市国民健康保険に加入している人
②後期高齢者医療保険に加入している人

※ただし、国民健康保険税完納世帯の人、後期高齢者医療保険料を完納している人に限ります。

・人間ドックの申し込み

問 国保年金医療給付課

☎0869・24・7096

・人間ドックの検査内容

問 瀬戸内市民病院
☎0869・22・1234

燃やすごみの減量にご協力ください

市内の家庭から1日に出る燃やすごみの平均量は、1人当たり約500グラムです。これは500ミリリットルのペットボトル約1本の重さです。

燃やすごみを減らすと、ごみステーションに持つていくごみ袋が軽くなり、持ち運びの負担も減り、ごみ焼却施設への運搬費の負担軽減にもつながります。また、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量の軽減にもつながります。

燃やすごみを減らすためには、生ごみの水切りや生ごみ処理機の活用、古紙やその他プラスチック製容器包装などの資源ごみの正しい分別など、皆さん一人一人の協力が大切です。

地球環境への負担軽減のためにも、燃やすごみ30%減量にご協力ください。

問 生活環境課
☎0869・22・1899



マイナンバーカードの申請・交付休日窓口を開設します！（予約制）

▽取扱内容

申請・交付（カードの受け取り）

▽日時

1月12日、2月9日、3月9日（すべて日曜日）

午前9時～正午

▽場所 市民課

▽持参するもの

【申請するとき】

運転免許証などの本人確認書類、交付申請書または個人番号通知カード（持っている人のみ）

※瀬戸内市に住民登録がある人が対象です。

【カードを受け取るとき】

郵送された交付通知書兼照会書（はがき）に記載している必要書類

※申請・交付ともに予約制です。

※休日窓口の前開庁日午後5時までに予約がない場合、休日窓口の開設は行いませんのでご注意ください。

問 市民課

☎0869・22・1115

就学援助制度 (入学前支給)

市では、経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、小・中学校での生活に必要な費用の一部を援助しています。
例年、年度初めの4月から5月までに申請を受け付け、要件を満たした保護者には、各学期末に援助費を交付しています。

令和7年度新入学者については、「新入学用品費」に限り、入学前に受給できます。

▽申請方法

入学前支給を希望する場合は、次の書類を総務学務課へ提出してください。
※今回入学前支給を申請しない場合でも、令和7年度就学援助を5月末日までに申請し、認定となった場合は、入学後に同額を他の支給項目と合わせて支給します。
※入学前支給を受けた人も令和7年度に就学援助の他の支給項目について受給を希望する場合は、改めて申請が必要です。

▽申請期限

1月31日(金) 必着

▽提出書類

- ①就学援助申請書
- ②児童扶養手当証書の写し
- ③所得証明書(令和6年1月1日現在、住民票が瀬戸内市にない場合)
- ④家賃が分かるものの写し

※②がある場合、③と④は不要です。

※申請書、制度についてのチラシは教育委員会、各小学校、幼稚園、保育園、こども園に備えています。

問総務学務課

☎0869・34・5640

入札参加資格審査申請を受け付けます

令和7年度の建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・販売、役務の提供などの入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

申請者資格要件、提出書類などの詳しい内容は、市ホームページの「入札・契約」をご覧ください。

▽提出方法 原則郵送

▽受付期間 1月6日(月)～2月28日(金) 必着

※持参の場合は、土・日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分



市ホームページ

問契約管財課

☎0869・22・3906

人権擁護委員が 法務大臣から 委嘱されました

人権擁護委員が法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員は、啓発活動やなやみごと相談など、人権擁護活動を行っています。

山本 登世さん(新任・牛窓町長浜)

太田 弘子さん(再任・長船町牛文)

日下 千賀子さん(再任・長船町磯上)

※任期は令和7年1月1日～令和9年12月31日

問ダイバーシティ推進室

☎0869・22・3922

幼児教育・保育の無償化 請求手続き

保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)を受けている人で、令和6年10月から12月までの間に施設などを利用した人は、償還払い(キャッシュバック)の手続きをすることができま

す。該当する人は、請求書に「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」などの必要書類を添えて、市へ請求手続きをしてください。スケジュールなどの詳細は市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

問こども家庭課

☎0869・24・8004



産前産後期間の 国民健康保険税が 免除されます

出産する国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4カ月間(多胎妊娠の場合は6カ月間)免除されます。出産予定日の6カ月前から届出ができます。

※この制度での出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の分娩で、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)、早産の場合も対象となります。

▽対象者

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者

▽免除対象期間

・出産予定日(出産日)の前月から4カ月間

・多胎の場合は、出産予定日(出産日)の3カ月前から6カ月間

▽必要書類

母子健康手帳など出産予定日などが確認できる書類、届出する人の本人確認書類

問国民保年金医療給付課

☎0869・22・1790

児童手当制度改正後の 申請はお済みですか？

令和6年10月分の手当(令和6年12月支給分)から児童手当の制度が改正されました。改正後の手当を受給するために申請が必要な人は、令和7年3月31日(月)までに申請してください。

期限までに申請書を提出した場合は、令和6年10月分から改正後の手当を支給します。児童手当の制度改正に関する最新の情報は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問こども家庭課

☎0869・24・8006



交通事故・交通違反を防ごう！安全運転の心がけ

冬は日没が早くなり、夕方や夜間に車と歩行者の交通事故が増える傾向があります。ドライバーはもちろん、歩行者も自転車利用者も一人一人がそれぞれの立場で「ゆずる・とまる・まもる」を心がけて、交通事故や交通違反を防ぎましょう。

■夕方・夜間の交通事故防止

- ・車のドライバーは早めにライトを点灯しましょう。
- ・歩行者は明るめの衣服を着用し、夜光反射材・LEDライトを身に付けて自分の存在をアピールしましょう
- ・自転車は、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

■道路の横断者に注意！

- ・横断歩道では歩行者優先がルールです。横断歩道で横断しようとしている人や横断中の人がいたら、必ず止まって進路を譲りましょう。
- ・歩行者は、道路を横断するときは横断歩道を利用し、左右の安全をしっかりと確認しましょう。斜め横断、車両の直前直後の横断は大変危険です。

■飲酒運転の根絶

自転車の酒気帯び運転も罰則の適用になりました。飲酒運転を「しない」「させない」「許さない」社会環境づくりをみんなで推進しましょう。

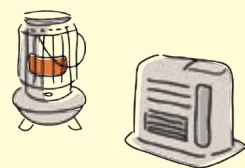


問瀬戸内警察署

☎0869・34・6110

消費生活 安心ほっとライフ

暖房器具を使う際は5つの点検で 火災を未然に防ぎましょう。



【石油暖房器具の5つの点検】

- ①ほこりがたまっていれば取り除く。
- ②耐震自動消火装置が正しく作動することを確認する。
- ③燃料は新しい灯油を使い、昨シーズンの灯油は使用しない。
ガソリンを灯油とは別の場所で保管するなど、誤給油を防ぐための対策を徹底する。
- ④カートリッジタンクの給油口ふたが確実に閉まっていること、漏れがないことを確認する。
- ⑤機器と周囲の壁や可燃物との十分な距離が確保できていることを確認する。
電気暖房器具および石油暖房器具について、それぞれ5つの点検を実施し、事故を未然に防ぎましょう。

問瀬戸内市消費生活センター

☎0869・24・8011

※『消費者ホットライン 局番なし188(イヤヤ!)]でもつながります。



2025年農林業 センサスにご協力 ください

農林水産省では、令和7年2月1日現在で「2025年農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

令和7年1月中旬から農林業を営んでいる皆さんのところに調査員が訪問します。調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されません。調査へのご協力をお願いします。

県企画振興課
☎0869・22・1031



家畜などを 飼養している皆さんへ

家畜伝染病予防法により、左記の家畜（愛玩用含む）などを飼養している人は、1頭（1羽）から毎年2月1日時点の飼養状況などの報告が義務付けられています。

これまでに報告している人は、岡山家畜保健衛生所から書類が届きますので、引き続き報告してください。新規で報告する人は左記までお問い合わせください。詳しくは、県のホームページをご確認ください。

※提出様式は県ホームページからダウンロードできます。

【報告が必要な動物】

・牛、豚、鶏、馬
・愛玩動物（めん羊、山羊、水牛、鹿、ミニ豚、イノシシ、アヒル、アイガモ、うずら、キジ、ほろほろ鳥、七面鳥、ダチョウ（エミュー））



岡山家畜保健衛生所

☎086・724・3880

ミツバチを 飼育している皆さんへ

養蜂振興法第3条の規定により、養蜂業者だけでなく、趣味でミツバチを飼育している人にも「養蜂飼育届」の提出が義務付けられています。

なお、届出の除外規定も定められているため、詳しくは県へお問い合わせください。

▽届出対象者

原則、ミツバチを飼育する全ての人が

▽届出事項

届出者の住所、氏名、電話番号、飼育場所、飼育予定蜂群数など

▽届出期間

1月6日（月）～31日（金）



県ホームページ

岡山岡山県備前県民局農林水産事業部農畜産物生産課

☎086・233・9828

募 集

ジョブスポットせとうち 就職面接会

市およびハローワーク西大寺では、次のとおり就職面接会を開催します。市内外の企業約12社が参加する予定です。

参加希望の人は、「ジョブ

スポットせとうち」または「ハローワーク西大寺」へ事前に参加申し込みをしてください。

また、当日は「ゆめワーク

せとうち無料職業紹介所（いきいき長寿課）による「相談・情報コーナー」を設けますのでぜひご利用ください。

▽日時 1月24日（金）

午後2～4時

▽参加費 無料

▽場所 ゆめトピア長船
岡ハローワーク西大寺

☎086・942・3212



せとうちゼミナールを 開催します

市では、次のとおりダイバーシティ推進に関する講座「せとうちゼミナール」を開催します。参加を希望する人は、事前にお申し込みください（手話通訳・要約筆記・ヒアリンググループあり）。

【第3回】

▽日時 1月25日（土）

午前10時～正午

▽場所 ゆめトピア長船

▽演題 「信念の人 ガラシャ」

▽講師 瀬戸内市教育委員会
総務学務課 片岡学参事

▽定員 50人



講師：片岡学氏



申込フォーム

岡山ダイバーシティ推進室

☎0869・22・3922

獣害対策セミナーを 開催します

瀬戸内市鳥獣被害防止対策協議会では、獣害対策セミナーを開催し、鳥獣の生態や総合的な対策方法について研修を行っています。

農業者の人や獣害で困っている人、防護柵の設置を検討している人など、興味のある人はぜひご参加ください。

▽日時 1月31日（金）

午後2時～

▽場所 ゆめトピア長船

▽定員 400人

▽講師 株式会社野生鳥獣対策連携センター 阿部豪氏

▽申込方法 前日までに、電話、FAXまたはメールで住所、氏名、電話番号をご連絡ください。



市ホームページ

mail :
sangyou@city.
setouchi.lg.jp

岡山瀬戸内市鳥獣被害防止対策協議会事務局（産業振興課内）

☎0869・24・7221
Fax 0869・22・3965

障がい者 ワークフェア開催

在学中の生徒やその家族、就労の意思がある障がいのある人、企業・教育・福祉・行政機関などの支援者を対象として障がい者ワークフェアを開催します。

今回は一般企業での障害者雇用がテーマです。実際に企業の中で行われている障害に合わせた配慮や支援機関からのサポートについてお話を聞いてみませんか？

※参加費は無料です。定員になり次第、申し込みを締め切ります。

▽日時 1月25日（土）

午後2～4時

▽場所 ゆめトピア長船

▽内容

①障害者雇用を考える／企業の求めるスキルと支援機関のサポート／
・企業・支援機関の実践発表
・企業・支援機関職員によるパネルディスカッション
②就労継続支援事業所などによる授産品販売

ミニ手話コーナー

《手話で【冬】を表現してみよう!!》

イラスト協力
はっしー

二次元コードを
読み込んでみよう！



今月の手話が動画で
見られます



初詣 ①両手人差し指を左右からスッと引き寄せて上下に置き（正月） ②両手をパンパンと2回たたき合わせます（拝む）	二十歳のつどい ①数詞の20をあごの下から出し（二十歳） ②両手の指を広げて、気持ち指を曲げて立て、両手を左右から体の真ん中に近づけます（集まる・つどい）	雪 両手の親指と人差し指をくっつけて輪を作り、雪が舞っているように上からユラユラと揺らしながら下へおろします
---	--	---

ねんさんのおはなし♪

20歳になったら国民年金

【将来の大きな支えに】

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入する制度です。国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

【老後のためだけのものではありません】

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」など）が受け取れます。

原則として、保険料を納めなければ年金を受け取れません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な人には以下の制度があります。

■学生の場合

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■学生ではない場合

前年所得が基準以下の人には、国民年金保険料の納付が免除及び猶予される「免除・納付猶予制度」があります。

※学生納付特例や免除・納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べて、受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、学生納付特例などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。※納付や申請のない人には、訪問や電話を行っています。不要な人は岡山東年金事務所までご連絡ください。

岡山国保年金医療給付課 ☎0869・22・1790

岡山東年金事務所 ☎086・270・7925

（自動音声案内 2→2）

